

進展するシンガポールの銀行セクター自由化

主任研究員 吉田 順且

シンガポールは他のアセアン諸国に比べて金融自由化が進んでいるが、現在さらなる金融セクター自由化を推進している。2004年6月、シンガポール通貨庁(MAS)は、銀行ライセンスに関する以下の措置を発表した。

- (1)フルバンキング・ライセンスを保有する外銀のうち QFB(注 1)に対して、店舗数制限を緩和し、2005年1月1日より現行の最大15店舗から25店舗までの開設を認める。
- (2)外銀数行に対して新たにホールセール・バンクのライセンスを認める。
- (3)QFB に対して、クレジット・カードを保有する自行の顧客が地場銀行の ATM ネットワークを通じて現金引き出しができるように、地場銀行と交渉することを認める。

上記発表に際して Lee Hsien Loong 副首相兼 MAS 総裁は、これらの措置が、金融自由化の方針に添って、シンガポールの銀行セクターがより開放的でダイナミックになることを目的としていると言った。

シンガポールの銀行セクターの自由化は1999年に遡る。MAS は同年に金融自由化5ヵ年計画を策定し、国内金融市场の育成強化を目的とする銀行セクター自由化方針を発表した。外銀に対するライセンス見直しによる自由化を行うとともに、自國金融機関の競争力を高めるため地場銀行の再編強化を促進してきた。

地場銀行は再編により、DBS、UOB、OCBC の3グループに集約されており、国内リテール市場では圧倒的なシェアを占める。従って金融当局は銀行セクター自由化を進めることによって、外銀との競争を促すとともに、地場銀行のさらなる再編強化をめざしていると見られる。

シンガポール地場銀行のアジア域内における海外事業展開も加速している。DBS は香港、タイ、フィリピン、インドネシアで買収や出資により現地銀行を展開している。UOB はタイ、フィリピンに現地法人を有し、さらにインドネシアやタイの銀行への出資を検討中である。OCBC もインドネシアの銀行への出資で合意しており、初めて本格的な海外展開に乗り出す。

シンガポールの金融当局は、外資の参入によって競争が激化する国内市場を背景に、地場銀行が、国内市場にとどまらず、アジア各地で進む銀行再編を機会に、成長が期待

される周辺国で足場を固め、アジア地域のリージョナル・バンクとして飛躍することを期待していると思われる。今回の措置もその一環として位置づけることができよう。

(注 1) QFB(Qualifying Full Bank)は、1999 年に始まった金融自由化の一環として新たに創設されたライセンスであり、2004 年 7 月現在、外銀 6 行(Citibank, ABN Amro, BNP Paribas, Standard Chartered Bank, HSBC 及び Maybank)が取得している。通常のフルバンク・ライセンスに比べ、QFB は、店舗や ATM の増設が認められるなど、リテール業務展開に大きな違いがある。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>